

『患者とともに創める退院調整ガイドブック 第3版』 補遺

平成26年度の診療報酬・介護報酬における、訪問看護に係る改定の主なポイントをまとめました。

病院・診療所からの訪問看護	医療保険	<p>●同一建物居住者訪問看護・指導料の見直し (99・138頁関連)</p> <p>同一日の同一建物の訪問看護について、2人目までは同一建物以外と同じ点数を算定するが、3人目以上の場合、1人目から同一建物の点数を算定することとなった。</p> <p>(1) 保健師、助産師、看護師</p> <p>同一日に2人……週3日まで：555点 週4日目で降：655点 同一日に3人以上……週3日まで：278点 週4日目で降：328点</p> <p>(2) 准看護師</p> <p>同一日に2人……週3日まで：505点 週4日目で降：605点 同一日に3人以上……週3日まで：253点 週4日目で降：303点</p>
	介護保険	<p>●訪問看護費の基本単位の引き上げ (138頁関連)</p> <p>消費増税に伴い、基本単位が引き上げられた (加算は従来通り)。</p> <p>20分未満：256単位 30分未満：383単位 30分以上1時間未満：553単位 1時間以上1時間30分未満：815単位</p>
精神障害者への訪問看護	医療保険	<p>●精神科訪問看護・指導料(Ⅲ)の見直し (101・141頁関連)</p> <p>同一日の同一建物の訪問看護について、2人目までは同一建物以外と同じ点数を算定するが、3人目以上の場合、1人目から同一建物の点数を算定することとなった。</p> <p>(1) 保健師、看護師、作業療法士又は精神保健福祉士</p> <p>同一日に2人……週3日まで：440点 (30分未満)、575点 (30分以上) 週4日目で降：525点 (30分未満)、675点 (30分以上)</p> <p>同一日に3人以上……週3日まで：220点 (30分未満)、288点 (30分以上) 週4日目で降：263点 (30分未満)、338点 (30分以上)</p> <p>(2) 准看護師</p> <p>同一日に2人……週3日まで：400点 (30分未満)、525点 (30分以上) 週4日目で降：485点 (30分未満)、625点 (30分以上)</p> <p>同一日に3人以上……週3日まで：200点 (30分未満)、263点 (30分以上) 週4日目で降：243点 (30分未満)、313点 (30分以上)</p>
	介護保険	<p>●基本療養費(Ⅱ)の見直し (142頁関連)</p> <p>同一日の同一建物の訪問看護について、2人目までは同一建物以外と同じ点数を算定するが、3人目以上の場合、1人目から同一建物の点数を算定することとなった。</p> <p>同一日に2人……週3日まで：5550円 週4日目で降：6550円 同一日に3人以上……週3日まで：2780円 週4日目で降：3280円</p>
ステーションからの訪問看護	医療保険	<p>●機能強化型訪問看護ステーションの新設 (142頁関連)</p> <p>機能の高い訪問看護ステーションについて評価がされた。</p> <p>月の初日の訪問の場合：機能強化型訪問看護管理療養費1：12400円 機能強化型訪問看護管理療養費2：9400円 従来型の訪問看護管理療養費：7400円</p> <p>月の2日目で降：2980円×訪問日数</p> <p>【算定要件】</p> <p>機能強化型訪問看護管理療養費1</p> <p>① 常勤看護職員7人以上、② 24時間対応体制加算、③ 訪問看護ターミナルケア療養費又はターミナルケア加算の算定数が年に20件以上、④ 特掲診療料の施設基準等の別表第7に該当する利用者が月に10人以上、⑤ 居宅介護支援事業所の設置、⑥ 休日、祝日も含めた計画的な訪問看護の提供、⑦ 地域住民等に対する情報提供や相談、人材育成のための研修を実施していることが望ましい</p> <p>機能強化型訪問看護管理療養費2</p> <p>① 常勤看護職員5人以上、② 24時間対応体制加算、③ 訪問看護ターミナルケア療養費又はターミナルケア加算の算定数が年に15件以上、④ 特掲診療料の施設基準等の別表第7に該当する利用者が月に7人以上、⑤ 機能強化型訪問看護管理療養費1にある⑤、⑥、⑦を満たすものであること</p>
	介護保険	<p>●訪問看護費の基本単位の引き上げ (142頁関連)</p> <p>消費増税に伴い、基本単位が引き上げられた (加算は従来通り)。</p> <p>20分未満：318単位 30分未満：474単位 30分以上1時間未満：834単位 1時間以上1時間30分未満 1144単位</p>